

議案第 8 9 号

羽曳野市税条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

法人の市民税に関する課税免除制度を新設するほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「この項」の次に「、第 14 条の 2」を加える。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(法人の市民税の課税免除)

第 14 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税を課さない。ただし、これらの者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人

(2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体

(3) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人

第 46 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市税条例 新旧対照表

新	旧
第 2 章 普通税 第 1 節 市民税 (市民税の納税義務者等) 第 13 条 1・2 省略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第 47 条に規定する収益事業(以下この項、<u>第 14 条の 2</u> 及び第 16 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第 44 条第 9 項から第 16 項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 第 14 条 省略 <u>(法人の市民税の課税免除)</u> <u>第 14 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税を課さない。ただし、これらの者が収益事業を行う場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 公益社団法人及び公益財団法人</u> <u>(2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体</u> <u>(3) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人</u> 第 15 条～第 45 条 省略 (市民税の減免) 第 46 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 (1)～(3) 省略 <u>(4) 省略</u> <u>(5) 省略</u> 2・3 省略 以下省略	第 2 章 普通税 第 1 節 市民税 (市民税の納税義務者等) 第 13 条 1・2 省略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第 47 条に規定する収益事業(以下この項及び第 16 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第 44 条第 9 項から第 16 項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 第 14 条 省略 第 15 条～第 45 条 省略 (市民税の減免) 第 46 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 (1)～(3) 省略 <u>(4) 公益社団法人及び公益財団法人</u> <u>(5) 省略</u> <u>(6) 省略</u> 2・3 省略 以下省略